

## 帯広ゴルフ場利用約款

第1条 本約款は株式会社帯広ゴルフ場（以下会社という）の取締役会において制定し会社の所有する帯広ゴルフ場新嵐山コースを、本約款に基づき帯広カントリークラブ（以下クラブという）の利用に供する。

第2条 クラブは会社の発行する株式又は会員券を所有する会員で組織し、コースの利用に当っては他のプレイヤーに比し優先性が認められるものとする。

第3条 クラブ会社に対し双方の合議による年間の利用料を支払うものとする。

第4条 クラブは以下の事項を会社株主総会の決議に委ねる。

- (1) クラブ定款第10・18条にも続く役員選出及び解任の件
- (2) クラブ定款第13・21条に基づく予算決算その他の件
- (3) クラブ定款第23・24条に基づく定款変更及びクラブ解散の件

第5条 株主正会員の5分の1以上が会議の目的となる事項を示し必要と認めた時は、臨時株主会の開催を社長に要請する事が出来る。

第6条 クラブ細則第1条に基づく名誉会員の入会の費用、グリーンフィは無料とする。

第7条 クラブ正会員の所有する株式又は会員券は、入会登録金の納入を経た登録株式又は登録会員券でなければならない。

2 法人の所有する株式又は会員券の4口、または個人正会員の所有する複数口については、1つ以上の登録株式又は登録会員券の所有によりその権利を行使し得るものとする。

3 過去の経緯において昭和51年3月1日現在の名簿記載の株主で昭和38年4月30日迄に発行した株式を有し、かつ昭和51年3月1日から引き続き当該株式を所有している本人が入会する時に納入した入会金は、預かり金である事を除く他は入会と登録金と同一とみなす。

4 準会員及びその他の会員の入会には入会登録金を必要としない。

第8条 会員券は会社の定める前項の入会登録金と、会員資格保証金（以下保証金という）を会社に納入する事により発行される。保証金は預かり金とし退会時の請求により返還する。本人死亡の場合は相続人の請求により返還する。

保証金は無利子とし、会員券発行日より10年間は据え置くものとする。但し天災地変その他の不可抗力が発生した場合は、会社の取締役会の決議によりこの期間を延長する事が出来る。入会登録金は返還しない。

第9条 会員券の発行は会員資格保証書の発行を以てこれに換えることがある。

第10条 入会登録金及び保証金返還請求権は名義書換の手続きにより会員資格と共に譲受人に継承する事が出来る。但し譲受人のクラブ定款第6条細則第3条を経なければならない。

名義書換料は会社に於いて定める。但し同一法人内、配偶者及び二親等以内の親族における譲渡は所定の半額とする。

第11条 グリーンフィ（メンバー・ビジター）、キャディフィ、その他の諸料金は会社の定めるところによる。

第12条 正会員のうち満70才以上のプレイヤーのグリーンフィは150円とする。

第13条 会社及びクラブのゲストとして招待された者のプレー費は、社長及び理事長・キャプテンの承認を得て正会員料金・割引料金・会社負担のいずれかとする。

第14条 会員及び一般プレイヤーの入場を制限して、半日又は終日コースの専用を必要とする公式競技会や親善競技会の開催には、会社の同意を得るものとする。

尚その旨を少なくとも開催2週間前にハウス内に掲示して、会員に告知しなければならない。

第15条 支配人は会社職員の長として代表取締役及び取締役会に直属し、他のすべての会社職員の指導監督をする。支配人以下職員はその職務の一部としてクラブの総務経理及び委員会活動の実務を担い、又はその指導を受けることがある。

第16条 コースその他諸設備の利用に関し本約款に定めなき事項は、会社とクラブの合議により定める。

第17条 本約款に基づく会社とクラブの利用契約の締結は、クラブ正会員全員の個々が会社と締結をなしたものとみなす。

平成3年3月9日

帯広ゴルフ場利用約款を締結する。

株式会社帯広ゴルフ場代表取締役

印

帯広カントリークラブ理事長

印

(注) 平成15年3月18日開催の株主総会に於いて一部改定

(注) 平成22年3月11日開催の株主総会に於いて一部改定